

人材の流動化による 企業秘密の漏洩の危機

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



転職による人材の流動化を背景に、同業他社に転職した従業員等が元勤務先の秘密情報を不正に持ち出したことによる不正競争防止法違反の事件が増えているようです。

不正の手段により営業秘密を取得する行為等は、不正競争防止法上の不正競争として差止請求や損害賠償請求の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともなり得ます。

もともと、あらゆる情報が不正競争防止法上の営業秘密に該当するものではなく、営業秘密として保護されるためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないものであること(非公知性)の3つの要件を充足する必要があります。

これらのうち秘密管理性の要件は、裁判上で争点となることが多く、秘密管理性が認め難いために、損害賠

償等の法的措置を断念せざるを得ないような事例は多いように思われます。

秘密管理性は、主観的に秘密とする意思を有しているだけで肯定されるものではなく、客観的に秘密として管理されていることが必要と理解されていますが、どのような方法をとれば秘密管理性が肯定されるのか画一的な基準はありません。

一般的には、当該情報に対するアクセスを制限し、当該情報にアクセスした者にそれが秘密であることが認識できるような手段を講じる必要があると理解されていますが、情報の性質やその保有形態、保有者の事業規模等の要素を総合的に考慮して判断されているといえるでしょう。

経済産業省が公表する「営業秘密管理指針」は、法的拘束力のあるものではありませんが、企業における営業秘密の管理方法を検討する上で参考になると思われます。

民事裁判手続のIT化が進んでいます

弁護士
阿部 太陽



令和6年3月1日から、民事訴訟においてウェブ会議による口頭弁論が可能となりました。大阪高等裁判所では、早速同日からウェブ会議での口頭弁論が実施されたようです。

これまでも非公開で行われる弁論準備手続や和解協議期日についてはウェブ会議の方法によることが認められていました。しかし、公開法廷で行うこととされている口頭弁論については、当事者が裁判所に出頭して行う必要がありました。今回、民事訴訟のIT化に関する法改正のうち、この口頭弁論をウェブ会議で実施できるようにする部分が施行になりました。

しかし、当事者尋問や証人尋問については、今後もウェブ会議で実施することができません。また、証拠の実物を確認しなければならない場合には、当事者が持参する必要があるためウェブ会議の方法によることができません。

現在、民事訴訟で提出する主張書面等についても、専用のシステムを用いてオンラインで提出をすることが可能です。しかし、このシステムを用いるのは両当事者に代理

人があり、双方が希望した場合に限られています。

このように、今回の改正法施行によっても、全ての手続がオンラインで可能となったわけではありません。

既に、上述の尋問手続のウェブ会議での実施に関する改正や、訴状のオンライン提出を可能とする改正は成立しており、令和8年5月までに施行される予定です。民事訴訟だけでなく人事訴訟や家事事件でもIT化が予定されており、向後、司法制度が多くの方にとって身近で簡便なものになることが期待されます。

他方で、IT機器を使いこなすことができない人たちに対してどのようなサポート体制を築いていくのか、環境の変化に伴う課題が顕在化しているのも事実です。

